

<p>【新設】</p>		<p>のものに対して、携帯型精密ネブライザーを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p> <p>(新設) → C 1 7 1 在宅酸素療法材料加算</p> <p>1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 780点</p> <p>2 その他の場合 100点</p> <p>注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>
<p>【新設】</p>		<p>(新設) → C 1 7 1 - 2 在宅持続陽圧呼吸療法材料加算</p> <p>100点</p> <p>注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。</p>